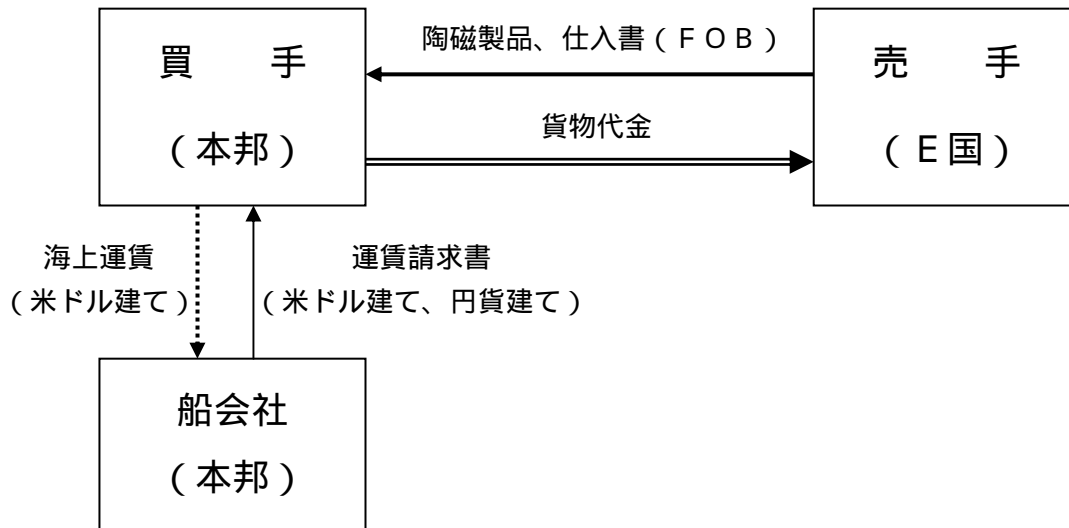


3. 運賃の額が米ドルと円貨により請求され、米ドルでその支払が行われる場合に、現実支払価格に加算する額の計算の基となる通貨



【照会要旨】

当社（買手）は、FOB条件により売手から陶磁製品を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物を本邦まで運送するための契約を船会社と締結し、船会社に運賃を支払います。

今般、船会社から当社宛てに送付された運賃請求書には、米ドル建ての運賃の額及びその米ドル建ての額を円貨に換算した額が記入されており、当社は、船会社に対して、米ドル建ての運賃の額を米ドルで支払います。

輸入貨物の課税価格は、当社が実際に支払う米ドル建ての運賃の額を現実支払価格に加算して、計算することができますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する貨物の課税価格は、貴社が実際に船会社に支払う米ドル建ての運賃の額を現実支払価格に加算して、計算することとなります。

（理由）

輸入貨物の課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、その輸入貨物に係る輸入申告の日における税関長が公示した外国為替相場により行うこととされています。

上記の取引において、船会社の運賃請求書には、米ドル建て及び円貨建ての運賃の額が表示されており、貴社（買手）は実際にその米ドル建ての額を船会社に支払っています。

この場合、貴社は実際に米ドル建ての運賃の額を船会社に支払っていることから、この金額を現実支払価格に加算することとなります。

なお、貴社が円貨に換算された運賃の額を船会社に対して実際に支払う場合には、その実際に支払われる円貨の運賃の額を現実支払価格に加算することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号、第4条の7

関税定率法施行規則第1条

関税定率法基本通達4の7-2

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)